

国 建 研 監 発 第 4 号  
平成 28年 6月 7日

国立研究開発法人建築研究所  
理事長 坂本 雄三 殿

監 事 角 南 国 隆



監 事 深 田 晶 恵



平成 27 事業年度の監査報告

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の監査報告を作成したので、国立研究開発法人建築研究所監事監査規程第 10 条の規定に基づき、別紙の通り監査報告を提出いたします。

(別紙)

## 平成27事業年度監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監事の監査の方法及びその内容

平成27事業年度は、監査計画に基づき、事業報告書、財務諸表、決算報告書、財産の管理状況、契約の状況等について定期監査を行ったほか、内部統制システムの整備状況に関する臨時監査及び固定資産の実査を行った。

監査環境の整備のため、各監事は、理事長、理事、総務・企画部門、各研究グループ長その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、役員懇談会、幹部会等の重要な会議に出席して情報の収集に努めるとともに、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。さらに、個別の監査結果について、理事長への通知・意見交換とは別途、研究グループ長の会議においても監事より説明した。なお、当研究所では、主務大臣に提出する書類の調査のほか、理事長の決裁を必要とする案件は、監事に全て回付されることとされており、情報収集に役立っている。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が独立行政法人通則法、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制（本監査報告で「内部統制システム」という。）については、業務方法書に規定する体制の整備状況に関し、年央の臨時監査及び年度末の定期監査において調査した。

なお、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）については、会計監査人の監査についても、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

(別紙)

## II 監査の結果

- 1 研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、中長期目標（第3期）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されたものと認める。

- 2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関し、研究所の業務方法書において定めるべきものとされた規程類は、平成27事業年度末までに整備されたものと認める。今後は、これらの規程類に基づき、内部統制システムが円滑に運用されるかどうか点検・見直しを行うべきである。

- 3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

平成27事業年度の財務諸表は、監査の結果、適正であると認める。なお、固定資産取得及び減価償却費計上に係る過年度修正を行っている。

また、決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 随意契約の見直し等

契約の状況については、監事の定期監査の対象としており、研究所が平成27年7月31日に定めた調達等合理化計画では、監査結果を踏まえて取組を追加したところであ

(別紙)

る（過去の発注において類似の案件が一者応札・応募だった場合は公告期間の延長を義務付ける等）。

当該事業年度の調達等合理化計画の実施状況及び研究所の契約（随意契約、一者応札、一者応募）の点検、見直しについては、外部有識者及び研究所の両監事から構成される契約監視委員会（平成28年5月25日）においても審議されており、適切に運用されているものと認める。

## 2 給与水準の状況

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、いずれも国家公務員の給与制度に準拠するとともに、国に準じて運用されており、妥当である。また、理事長の報酬水準についても、職務内容の特性、業務実績評価等を勘案して、妥当と判断される。なお、役職員の報酬・給与等の水準及びそれが妥当であるとする理由については、適切に公表されている。


## 3 業務の効率化

業務の効率化を図るため、事務用品やコピー用紙の購入、施設管理・運営業務、一般廃棄物処理業務等について、土木研究所を含む複数機関との共同調達を実施しており、妥当であるものと認める。


平成28年6月7日

国立研究開発法人建築研究所

監事

角南国隆 

監事（非常勤）

深田晶亮   
(自署)